

ワーキンググループの設置について (案)

令和元年5月17日
文化審議会国語分科会
日本語教育小委員会決定

1 ワーキンググループの設置

「小委員会の設置について」(令和元年5月17日文化審議会国語分科会長決定) 2の規定に基づき、日本語教育小委員会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを置き、ワーキンググループの作業事項は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	作業事項
日本語教育能力の判定に関する ワーキンググループ	(1) 日本語教師の養成課程及び試験・ 実習等の内容の検討について (2) その他
日本語教育の標準に関する ワーキンググループ	(1) 日本語教育の標準の策定に向けた 検討について (2) その他

2 ワーキンググループの構成

- (1) 各ワーキンググループに属すべき委員及び臨時委員は、日本語教育小委員会の主査が指名する。主査は、必要に応じ、委員・臨時委員以外の外部有識者を協力者として参加させることができる。
- (2) 各ワーキンググループに、座長を置き、当該ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選により選任する。
- (3) その他、ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、日本語教育小委員会が定める。

3 議事の公開

- (1) ワーキンググループの議事は原則公開とし、議事録を作成し、これを公開するものとする。
- (2) ワーキンググループの作業経過及び作業結果は、ワーキンググループの座長が日本語教育小委員会に適宜報告する。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ名簿

(敬称略)

- 井 上 靖 夫 学校法人柴永国際学園 J E T 日本語学校長
- 神 吉 宇 一 武蔵野大学大学院准教授
- 野 田 尚 史 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授
- 戸 田 佐 和 公益社団法人国際日本語普及協会常務理事
- 浜 田 麻 里 国立大学法人京都教育大学教授

協力者： 小 林 ミナ 早稲田大学教授

協力者： 辻 和 子 ヒューマンアカデミー日本語学校東京校校長

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
日本語教育の標準に関するワーキンググループ名簿

(敬称略)

- 石 井 恵理子 東京女子大学教授
- 金 田 智 子 学習院大学教授
- 松 岡 洋 子 国立大学法人岩手大学教授

協力者： 宇 佐 美 洋 国立大学法人東京大学教授

協力者： 島 田 めぐみ 日本大学大学院総合社会情報研究科教授

協力者： 築 島 史 恵 独立行政法人国際交流基金日本語国際センター主任講師

協力者： 菊 岡 由 夏 独立行政法人国際交流基金日本語国際センター副主任

日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ

○経 緯

平成25年に日本語教育小委員会に設置された論点整理に関するワーキンググループが取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」において、論点5として「日本語教育の資格について」が示された。

平成28年同小委員会で論点6「日本語教育人材の養成・研修について」検討を行い、まとめられた報告を踏まえ、平成30年9月末から審議を開始し、平成31年3月に審議の経過報告として「日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方」が示されたところである。

なお、平成30年12月「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）に「日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備」が盛り込まれた。

○課 題

- ・ 在留外国人の増加に伴う日本語学習ニーズが拡大している。また、出入国管理及び難民認定法の改正等を踏まえ、今後も在留外国人の更なる増加が見込まれることから、日本語教育を担う専門家としての日本語教師の質の確保及び量的拡大が重要な課題となっている。

○目 的

- ・ 質の高い日本語教師を国内外で安定的に確保するため、日本語教師の日本語教育能力の判定の仕組みが必要である。判定の仕組みとして、日本語教師としての資質・能力を証明するための資格について検討を行う。

○方 法

- ・ 日本語教育小委員会での審議と並行して、小委員会の下にワーキンググループを設置し、審議のための検討及び資料作成を行う。
- ・ 平成31年度に示された「日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方」を踏まえつつ、資格の創設に向けた検討を行う。

○検討事項（案）

- ① 資格の目的・意義
- ② 資格の名称・有効期限（更新研修等）
- ③ 試験の内容（「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で示された「必須の教育内容」に基づく。）
- ④ 受験資格
- ⑤ 判定の仕組み（教育実習）
- ⑥ 判定の仕組み（その他要件）
- ⑦ 経過措置
- ⑧ 試験の一部免除の導入の可能性
- ⑨ 更新研修（仮）の考え方
- ⑩ 日本語教師（初任・中堅・コーディネーター）に対する研修の推進・拡充

日本語教育の標準に関するワーキンググループ

○経 緯

平成25年に日本語教育小委員会に設置された論点整理に関するワーキンググループが取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」において、論点3として「日本語教育の標準と日本語能力判定の基準について」が示された。

平成26年に日本語教育小委員会において「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」が取りまとめられた。

なお、平成30年12月「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）に「日本語教育の標準等の作成」が盛り込まれた。

○現状と課題

- ・ 特定技能の在留資格が新設されたことにより、就労を目的とした在留外国人が増加し、入国要件等に一定の日本語能力が課せられるようになった。しかし、国としての日本語教育の統一的な標準は策定されていない。
- ・ （独）国際交流基金がCEFR（ヨーロッパ共通言語参照枠）を参考に「JF日本語教育スタンダード」を策定し、海外における日本語教育で活用されている。国内では、国語分科会で策定された「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」（以下、「標準的なカリキュラム案」という。）が活用されている。これらを総合する視点が重要であるとの指摘がある。
- ・ 日本語がCEFR（ヨーロッパ共通言語参照枠）を参照する際に、日本語の文字（平仮名、片仮名、漢字、ローマ字）について新たに検討する必要がある。
- ・ 日本語教育の標準が策定されることにより、現在実施されている複数の日本語能力の判定テスト間の相互通用性が確保されることが期待される。

○目 的

- ・ 国内外の日本語学習者が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、日本語教育の標準の策定に向けた検討を開始する。

○方 法

- ・ 日本語教育小委員会での審議と並行して、小委員会の下にワーキンググループを設置し、審議のための検討及び資料作成を行う。

○検討事項（案）

国内外における日本語学習及び日本語能力の判定の際に指標となる日本語教育の標準を策定する。その際、「JF日本語教育スタンダード」と「標準的なカリキュラム案」を参考とすることとし、国内外で共通の指標とする。

2018年にCEFR補遺版が示されていることから、これを参照しつつ、日本語における共通参照レベル及び能力記述を提示する。文字を含めた検討を行うこととする。

なお、日本語能力の判定基準については、来年度以降に検討を行う。